

## 遺族厚生年金

### 期要件に該当すること

死亡したとき、⑧被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき、⑨1級又は2級受給権者又は受給資格期間を満了している人が死亡したとき。

の受給権者又は受給資格期間を満了している人が死亡したとき。

・⑧の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。

よって生計を維持されていた、次の人に支給される。  
の対象となる遺族

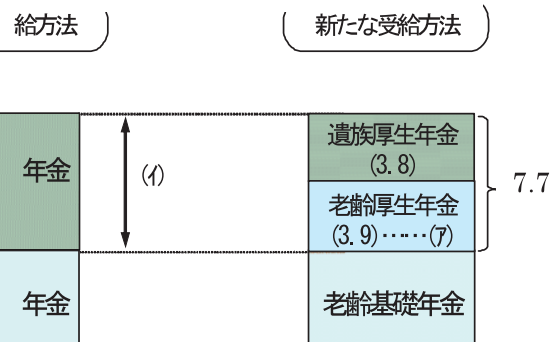
・父母・祖父母（60歳から支給）  
年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり）

額) × (10/1000 ~ 7.5/1000※) × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数) × 1.031 × 0.985 × 3/4  
により異なります。

たときに子のない35歳以上の妻、または子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなったとき、35歳以上の妻は、40歳から64歳まで594,200円が加算されます。

300月 (=25年) に満たないときは300月 (25年) とします。

【夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。